

学校等において研究等に従事する職員の取扱いに関する規程

平成 22 年 4 月 1 日
規 程 第 4 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職員が、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成 22 年規則第 22 号）第 17 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導（以下「研究等」という。）に従事する場合、その承認の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(休職の期間)

第 2 条 休職の期間は、2 年以内とする。ただし、別に定めるところにより任期付きで採用された職員について、当該任期を超えて休職期間を設定することは、理事長が特に認めた場合を除きできないものとする。

(給与)

第 3 条 職員には、休職の期間中、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成 22 年規則第 27 号）第 31 条第 5 項の規定により、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 を支給する。

(研究等の申請)

第 4 条 職員は、研究等に従事しようとするときは、あらかじめ、受入れ先の受入れを証する書面を添えて、研究等従事申請書（様式第 1 号）を所属する共通教育科、学科又は研究科の長（以下「学科長等」という。）を経由して、理事長に提出しなければならない。

(学科長等の意見)

第 5 条 学科長等は、前条の研究等従事申請書に、意見書（様式第 2 号）を添付しなければならない。

(研究等の承認)

第 6 条 理事長は、研究等従事申請書を受理したときは、速やかに承認又は不承認の決定を行い、研究等承認（不承認）決定通知書（様式第 3 号）により、当該職員に通知するものとする。

(研究等の不承認)

第 7 条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その研究等に従事することを承認しないものとする。

- 一 本学職員としての勤務年数が研究等の開始日において 5 年未満（この要綱の施行の日において地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定により法人の職員となった者については、施行日前の埼玉県職員としての勤務年数を本学職員としての勤務年数に加算することができる。）であるとき。
- 二 勤務成績が良好でないとき。
- 三 現に従事している職務と従事しようとする研究等とに密接な関連が認められないとき。
- 四 研究等に従事することにより、本学の業務に著しい支障が生ずると認められるとき。
- 五 研究等が本学にとって有益と認められないとき。
- 六 前各号に定めるもののほか、理事長が研究等に従事することを不適当と認めるとき。

(承認者の数)

第 8 条 第 6 条の承認は、1 年度につき 3 人（現に本要綱に基づいて休職承認されている職員については、承認者の人数に含めて算出する。）を限度として行うことができるものとする。

(報告)

第 9 条 研究等に従事する職員は、研究等を中断又は中止する場合は、あらかじめ理事長に報告しなければならない。

2 休職の期間満了前に研究等が終了した場合は、直ちに理事長に報告しなければならない。

(研究等の状況把握)

第10条 理事長は、研究等に従事する職員の研究等の状況について、適宜把握するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究等に従事する職員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

研 究 等 従 事 申 請 書

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

所 属

職・氏名



研究等に従事したいので、学校等において研究等に従事する職員の取扱いに関する規程第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 本学採用 年 月 日	(本学勤務年数) 年 月
2 学校等の名称及び所在地	
3 研 究 等 の 期 間	別紙のとおり
4 研 究 等 の 内 容	
5 現 在 の 職 務 内 容	
6 職務と研究等の関連性	
7 本学にとっての有益性	

(注) 1 本学勤務年数は、研究等の開始日現在で記入すること。
2 4～7については、別紙に詳細に述べること。

意 見 書

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

（共通教育科長・学科長・研究科長）



次の職員の研究等について、学校等において研究等に従事する職員の取扱いに関する規程第 5 条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

職員の職・氏名 _____

記

1 職員の勤務成績
2 職員の職務と研究等の関連性

3 職員が研究等に従事することによる業務への支障

4 本学にとっての有益性

5 総合的意見

研究等承認（不承認）決定通知書

県 大 第 号
年 月 日

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長

年 月 日付けで申請のあった研究等に従事することについては、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 承認・不承認の別

2 研究等の内容

3 研究等の施設

4 研究等の期間